

日本AKA医学会指導医専門医制度

第1条（目的）

1. 日本AKA医学会指導医専門医制度（以下「本制度」という）は、AKA - 博田法研究に関する学術の進歩と発展のために貢献することを目的とする。
2. 本制度はAKA - 博田法研究に関する教育、研究、診療を通じて後進の育成に資する医師を認定する。

第2条（指導医専門医認定委員会）

1. 認定業務を行なうため、指導医専門医認定委員会（以下「本委員会」という）をおく。
2. 指導医専門医認定委員（以下「本委員」という）は、理事長が任命する。
3. 本委員会は、指導医専門医の資格審査及び試験、論文の審査を行なう。
4. 本委員会の運営に関しては別に定める。

第3条（認定）

1. 指導医専門医は、会員である医師のうち、第4条の規定を満たした者を医学会が認定する。
2. 指導医専門医の認定基準は別に定める。
3. 認定は理事長が日本AKA医学会指導医専門医認定証を交付し、指導医専門医登録簿に登録することによって行われる。
4. 指導医専門医は日本AKA医学会誌に公表する。
5. 認定に関する手続きは別に定める。
6. 登録料は4万円とする。

第4条（認定資格）

1. 日本AKA医学会会員の医師で認定基準を満たした者で、資格審査と試験に合格した者。

第5条（認定の取消）

1. 指導医専門医が退会その他認定の条件に欠けることが生じた場合、理事長は本委員会の議を経て、認定を取り消すことができる。
2. 登録の抹消は、指導医専門医登録簿の記載を抹消することにより行なう。

第6条（改廃）

1. 本制度の改廃は理事会の議を経て総会において承認する。

附 則

本制度は2022年7月24日から施行する。